

「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の取組状況

(平成25年12月16日)

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況								
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課	
男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	(1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進	i 男女平等参画を阻害する暴力の根絶に向けた啓発	○ パネル展やセミナーの開催、道の広報媒体の活用、情報誌の発行等	道庁1階ロビーでパネル展を開催 ・男女共同参画週間(6/29～7/1) ・暴力根絶月間(11/16～18)	道庁1階ロビーでパネル展を開催 ・男女共同参画週間(6/21～23) ・暴力根絶月間(11/24～26)	道庁1階ロビーでパネル展を開催 ・男女共同参画週間(6/23～24) ・暴力根絶月間(11/21～22)	道庁1階ロビーでパネル展を開催 ・男女共同参画週間(6/28～29) ・暴力根絶月間(11/12～14)	道庁1階ロビーでパネル展を開催 ・男女共同参画週間(6/24～25) ・暴力根絶月間(11/18～20)	環境生活部 (道民生活課)	
					ii 配偶者暴力についての認識の一層の浸透	庁舎内でパネル展等を開催 ・男女共同参画週間(空知) ・暴力根絶月間(空知)	庁舎内でパネル展等を開催 ・暴力根絶月間(空知)	庁舎内でパネル展等を開催 ・男女共同参画週間(空知) ・暴力根絶月間(空知・空知)	庁舎内でパネル展等を開催 ・男女共同参画週間(空知)	庁舎内でパネル展等を開催 ・暴力根絶月間(空知・空知)	各総合振興局・振興局 (環境生活課)
					iii 配偶者からの暴力被害者保護制度の啓発	-	-	-	・女性無料情報誌「スコブル」3月号に記事掲載	・SMBCコンシューマーファイナンス(札幌市中央区)の展示スペースでDV防止啓発パネルを展示(6/3～6/21)	環境生活部 (道民生活課)
					iv 児童虐待との関わりについての啓発	・パネル「男女間における暴力一ひとりで悩まないで」8枚を制作し要望にあたって貸出	・パネルの貸出	・パネルの貸出	・パネルの貸出	・パネルの貸出	環境生活部 (道民生活課)
					○ 一般道民や企業等を対象としたセミナーの開催	・女性プラザ祭においてデートDVのワークショップ開催	-	-	-	・男女共同参画週間講演会として、DVをテーマとした講演会を開催(6/25)	環境生活部 (道民生活課)
					○ インターネットのホームページやマスメディア(新聞、テレビ、ラジオ等)の活用	・道のホームページで情報を発信(アクセス数 49,363件)	・道のホームページで情報を発信(アクセス数 43,224件)	・道のホームページで情報を発信(アクセス数 41,638件)	・道のホームページで情報を発信(アクセス数 32,886件)	・道のホームページで情報を発信	環境生活部 (道民生活課)
					-	-	-	・ラジオCM(全局)とラジオ番組の放送(11月) ・テレビCM(全局)の放送(11月、12月、1月、3月) ・CM(街頭マルチビジョンHILOSHI・札幌市映画館2館)の放映(11/12～11/18)	・テレビCM(全局)の放送(11月) ・特設サイト「STOP DV」の開設(11月～)	-	環境生活部 (道民生活課)
					○ 市町村や関係行政機関、民間団体、大学等と連携した広報活動	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(市町村・関係行政機関・民間シェルター・医療機関等)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(市町村・関係行政機関・民間シェルター・医療機関等)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(市町村・関係行政機関・民間シェルター・医療機関等)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(市町村・関係行政機関・民間シェルター・医療機関等)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(市町村・関係行政機関・民間シェルター・医療機関等)	環境生活部 (道民生活課)
					-	・DV防止啓発用カードのコンビニ配置(6・11月)	・DV防止啓発用カードのコンビニ配置(6・11月)	・DV防止啓発用カードのコンビニ配置(6・11月)	・DV防止啓発用カードのコンビニ配置(6・11月)	・DV防止啓発用カードのコンビニ配置(6・11月)	環境生活部 (道民生活課)
					-	・大学(3か所)・ショッピングセンター等での啓発(11月、12月) ・フリーペーパー広告掲載(11/16) ・交通機関での中吊り広告(地下鉄・市電・JR・バス)(11/21～12/2)	-	-	-	・ショッピングセンター等での啓発(11月～12月)	環境生活部 (道民生活課)
-	市町村と連携した街頭啓発の実施 ・男女共同参画週間(空知)	-	-	-	・DV防止啓発ポスター・チラシを配付(市町村、医療機関、大学、民間シェルター等関係機関)	環境生活部 (道民生活課)					
-	-	-	-	-	・STOP DV リーフレット・カードの作成・配付(市町村、医療機関、民間シェルター等関係機関)	各総合振興局・振興局 (環境生活課)					
-	-	-	-	-	関係相談窓口の新聞広告掲載等による周知 ・自殺対策月間(3月):テレビCM、ポスター掲示、チラシの新聞折り込み、ポケットリーフレット配布等	保健福祉部 (障がい者保健福祉課)					
-	-	-	-	-	・保健師、助産師等を対象とした「母子保健マニュアル」にDV被害者支援に関する記載 ・「にんしんSOSほっかいどう」の相談対応ガイドブックにDV相談機関の掲載 ・「にんしんSOSほっかいどう」の関連サイトにDV相談機関の掲載	保健福祉部 (子ども未来推進局)					
-	-	-	-	-	-	・DV被害者の就労希望者に対し北海道及び北海道労働局双方の支援情報を周知	女性相談援助センター 環境生活部 (環境生活課)				
○ 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者への啓発	・中国語、ハングル語等8カ国語のパンフレット及び点字のパンフレットを配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に備え、周知	・中国語、ハングル語等8カ国語のパンフレット及び点字のパンフレットを配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に備え、周知	・中国語、ハングル語等8カ国語のパンフレット及び点字のパンフレットを配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に備え、周知	・中国語、ハングル語等8カ国語のパンフレット及び点字のパンフレットを配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に備え、周知	・中国語、ハングル語等8カ国語のパンフレット及び点字のパンフレットを配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等に備え、周知	環境生活部 (道民生活課)					

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況												
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課					
男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	1	(2) 若年層に対する予防啓発の推進	i 人権尊重、男女平等参画の視点に立った教育の推進	6	○ 子どもの人権や男女平等参画に配慮した教育の推進	・高校家庭科の初任者研修及び10年経験者研修等で、家庭科教育における課題として取り上げ、啓発 ・文部科学省「人権教育総合推進地域事業」を実施 ・公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会で人権教育に関する資料を配布	・高校家庭科の初任者研修及び10年経験者研修等で、家庭科教育における課題として取り上げ、啓発 ・文部科学省「人権教育総合推進地域事業」を実施 ・公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会で人権教育に関する資料を配布	・高校家庭科の初任者研修及び10年経験者研修等で、家庭科教育における課題として取り上げ、啓発 ・文部科学省「人権教育総合推進地域事業」を実施 ・公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会で人権教育に関する資料を配布	・高校家庭科の初任者研修及び10年経験者研修等で、家庭科教育における課題として取り上げ、啓発 ・文部科学省「人権教育総合推進地域事業」を実施 ・公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会で人権教育に関する資料を配布	・高校家庭科の初任者研修及び10年経験者研修等で、家庭科教育における課題として取り上げ、啓発 ・文部科学省「人権教育総合推進地域事業」を実施 ・公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会で人権教育に関する資料を配布	教育庁 (高校教育課)				
				7	○ チェックリストの作成などによる若い年齢層への啓発	-	-	-	-	-	・STOP DV リーフレットの作成・配付及び特設サイトへの掲載(再掲)	・特設サイト「STOP DV」での情報発信(再掲)	教育庁 (義務教育課)		
				8	○ 若年層を対象とした予防啓発の充実	・デートDV防止に係る職務関係者を対象とする研修会の実施(8箇所) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(札幌市、1/12)	・デートDV防止に係る職務関係者を対象とする研修会の実施(8箇所) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(札幌市、1/13)	・デートDV防止に係る職務関係者を対象とする研修会の実施(8箇所) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(札幌市、1/11)	・デートDV防止に係る職務関係者を対象とする研修会の実施(8箇所) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(札幌市、1/24)	・デートDV防止に係る職務関係者を対象とする研修会の実施(4箇所) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(札幌市、1月予定)	・「男女平等教育ガイドブック」の作成と配付(全道立高校)	・「男女平等教育ガイドブック」の作成と配付(全道立高校)	環境生活部 (道民生活課)		
						-	・デートDV防止啓発リーフレットの作成・配付(全道の高校生、関係機関等)(再掲)	-	・「男女平等教育ガイドブック」の作成と配付(全道立高校)	-	環境生活部 (道民生活課)				
						-	-	・デートDV防止出前講座の実施(高校、大学・短大、専門学校 32校) ・デートDV防止啓発テレビCMの放送(UHB・7/25~8/1)	・デートDV防止出前講座の実施(高校、大学・短大、専門学校 34校) ・STOP DVリーフレットの作成・配付(再掲)	・高校でデートDV防止に関するモデル事業を実施(高校 28校)	環境生活部 (道民生活課)				
				9	○ 青少年団体と連携した啓発活動	-	-	・北海道青少年育成大会においてデートDV防止啓発リーフレットの配付(9/2)	-	・北海道青少年育成大会においてSTOP DVリーフレットの配付(9/5)	-	環境生活部 (道民生活課)			
				10	○ 学校教育関係者と連携を図った効果的な啓発	-	-	・デートDV防止出前講座の実施(再掲)	・デートDV防止出前講座の実施(再掲)	・高校でデートDV防止に関するモデル事業を実施(再掲)	-	環境生活部 (道民生活課)			
				被害者の発見や相談体制の充実	2	(1) 通報による早期発見	① 一般からの通報	11	○ 道の広報媒体、リーフレット、インターネットなどの活用	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(再掲)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(再掲)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(再掲)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(再掲)	・DV防止啓発用リーフレット・カードを配布(再掲)	環境生活部 (道民生活課)
								i 通報の意義についての啓発	-	-	-	・性暴力被害者支援リーフレットを作成し、市町村、関係団体、医療機関に配布	・性暴力被害者支援リーフレットを作成し、市町村、関係団体、医療機関に配布	環境生活部 (道民生活課安全安心)	
								ii 関係機関への通報の啓発	12	○ 関係機関や団体、市町村等と連携した啓発	・内閣府アドバイザー派遣事業を活用し総合振興局・振興局と民間団体が連携し啓発を実施(4箇所)	・内閣府アドバイザー派遣事業を活用し総合振興局・振興局と民間団体が連携し啓発を実施(3箇所)	・内閣府アドバイザー派遣事業を活用し総合振興局・振興局と民間団体が連携し啓発を実施(4箇所)	・内閣府アドバイザー派遣事業を活用し総合振興局・振興局と民間団体が連携し啓発を実施(6箇所)	各総合振興局・振興局 (環境生活課)
-	-	・ショッピングセンター等での啓発(再掲)	・ショッピングセンター等での啓発(再掲)					-	環境生活部 (道民生活課)						
② 医師その他の医療関係者からの通報	13	○ 被害者の発見・保護に向けた連携	・DVを発見しやすい業務に携わっている医療機関等の関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(札幌市、11/29)					・DVを発見しやすい業務に携わっている医療機関等の関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(札幌市、8/29)	・DVを発見しやすい業務に携わっている医療機関等の関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(札幌市、11/2)	・DVを発見しやすい業務に携わっている医療機関等の関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(札幌市、8/22)	・DVを発見しやすい業務に携わっている医療機関等の関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(札幌市、8/19)	環境生活部 (道民生活課)			
i 医療関係者への啓発	14	○ 相談機関に係る情報が被害者に確実に提供されるよう周知	・道内の医療機関にDV防止啓発リーフレット、カードを配布(再掲)					・道内の医療機関にDV防止啓発リーフレット、カードを配布(再掲)	・道内の医療機関にDV防止啓発リーフレット、カードを配布(再掲)	・道内の医療機関にDV防止啓発リーフレット、カードを配布(再掲)	・道内の医療機関にDV防止啓発リーフレット、カードを配布(再掲)	環境生活部 (道民生活課)			
ii 被害者保護に向けた連携	15	○ 連絡会議等への参画等による医師会との連携の推進	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(3/25開催)					・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(1/26開催)	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(12/13開催)	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(2/19開催)	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(12月予定)	環境生活部 (道民生活課)			
16	○ 救急隊員への趣旨の周知	-	-					・道内の医療機関、消防署救急隊員等関係機関の職務関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーを開催(再掲)	・道内の医療機関、消防署救急隊員等関係機関の職務関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーを開催(再掲)	・道内の医療機関、消防署救急隊員等関係機関の職務関係者を対象に被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーを開催(再掲)	環境生活部 (道民生活課)				
③ 福祉関係者からの通報	17	○ 民生委員・児童委員との連携	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(再掲)					・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議を開催し連携(再掲)	環境生活部 (道民生活課)				
18	○ 民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルの作成	・民生委員・児童委員向け相談対応マニュアルの作成・配付(9月)	-					-	-	-	環境生活部 (道民生活課)				
(2) 通報等への適切な対応	① 配偶者暴力相談支援センター	i 被害者の安全確保	19	○ 被害者の安全の確認	※配偶者暴力相談支援センターでは、被害者の安全確保を第一に警察官、その他の関係機関と連携を図るなど、迅速、適切な対応に努めた。 ・通報を受けた場合、被害者の安全確認を徹底するとともに、通報者に配偶者暴力相談支援センターの情報教示など協力を求めた。 ・被害者に対し、助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨し、危険が急迫している場合は一時保護について勧奨した。 ・個人情報保護や守秘義務を徹底し、通報者の氏名等が公にならないよう十分な注意を払った。					女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課)					
			20	○ 通報者に対し被害者への配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報の教示等協力依頼	※女性相談援助センターにおいては、医療機関専用電話を設置し、医療機関からの相談に対応					各総合振興局・振興局 (環境生活課)					
			21	○ 医療機関専用電話の活用											
			22	○ 被害者に対し、安全確保の助言や必要な保護を勧奨											
			23	○ 危険急迫の場合は、警察に通報し、一時保護について勧奨											
			24	○ 通報者の氏名等を公にすることがないように注意											
			25	○ 警察	○ 暴力の制止、応急の救護を要すると認められる被害者の保護	※警察官は、通報やパトロールでの発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めた。					北海道警察				
i 被害の防止	26	○ 必要な捜査の実施及び被害の発生を防止するための措置	・配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、次に掲げる対応を行った。 ・暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護した。 ・被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等の教示をするなどの指導及び助言を行った。					北海道警察							
	27	○ 配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度の教示等						北海道警察							

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系		取組状況											
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課			
2 被害者の発見や相談体制の充実	3 相談体制の充実	① 配偶者暴力相談支援センター		<道立女性相談援助センター>									
		i 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の強化	28	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	○ 道の中核的な施設としての機能の充実 ・婦人相談員や心理判定等を担う職員を配置し、他の相談機関のアドバイス要請に対応 ・関係機関からの緊急一時保護依頼に関する相談は24時間対応	女性相談援助センター			
		ii 関係機関との全道的ネットワークの構築による相談体制の整備	29	○ 相談時間の延長など相談体制の充実	-	・夜間DV電話相談の実施(水曜日)17:30~20:00	・夜間休日DV電話相談の実施(試行)(平日)17:30~20:00(休日)9:00~17:00	・夜間休日DV電話相談の実施(試行)(平日)17:30~20:00(休日)9:00~17:00	・夜間休日DV電話相談の実施(試行)(平日)17:30~20:00(休日)9:00~17:00	・夜間DV電話相談の実施(水曜日)17:30~20:00	女性相談援助センター		
		iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築	30	○ 弁護士による法律相談	・法律相談を毎月2回実施(相談件数57件)	・法律相談を毎月2回実施(相談件数51件)	・法律相談を毎月2回実施(相談件数55件)	・法律相談を毎月2回実施(相談件数45件)	・法律相談を毎月2回実施(相談件数45件)	・法律相談を毎月2回実施(相談件数45件)	女性相談援助センター		
		iv 被害者の人権に配慮した相談対応の推進		<配偶者暴力相談支援センター(道立女性相談援助センターを含む)>									
		v 配偶者暴力から子どもを守る相談体制の整備											
			31	○ 日本語の理解が十分でない外国人や障がいのある被害者からの相談に適切に対応できるように必要な研修の充実	-	-	-	-	-	・女性相談援助センターにおいて外国人の対応に係る職場研修の実施(10/25) ・女性相談援助センターにおいて障がい者等の対応に係る職場研修の実施(11/14)	環境生活部(道民生活課) 女性相談援助センター各総合振興局・振興局(環境生活課)		
			32	○ 精神障がい等の問題での相談について、道立精神保健福祉センター等との連携	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	・精神障がい等の問題を抱えている被害者に対しては、必要に応じ道立精神保健福祉センター等と連携を図り適切に対応	女性相談援助センター各総合振興局・振興局(環境生活課) 環境生活部(道民生活課)		
			33	○ 関係者に対して全国の配偶者暴力相談支援センターの連絡先等の情報発信	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	・道のホームページで全国の配偶者暴力相談支援センターの情報を発信(内閣府関係ホームページにリンク)	環境生活部(道民生活課)		
			34	○ 全道の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくり	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助関係機関等連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)		
			35	○ 地域の関係機関連絡会議開催によるネットワークづくり	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	・配偶者暴力被害者保護のための関係機関連絡会議を開催(14総合振興局・振興局で各1回)	各総合振興局・振興局(環境生活課)		
			36	○ 加害者に対する事件化の検討や指導警告、暴力による被害の発生防止の措置	※警察は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、引き続き配偶者からの暴力に関する相談に対応。 ・配偶者からの暴力は、身体に関する暴力に限られず、警察以外の機関において措置することが適切であると認められる事案もあり、配偶者暴力相談支援センター等関連機関との連携を更に強化。							北海道警察	
			i 相談体制の充実と関係機関との連携	37	○ 被害者に対し、自衛措置、関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示等	・被害関係者等から内容を聴取するなど必要な捜査を行い、加害者に対する事件化の検討や指導警告を行うほか、配偶者からの暴力による被害発生を防止するための措置を講じる。 ・被害者に対して、事案に応じた必要な自衛措置、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関、法第8条の2に基づく援助制度や保護命令制度等の教示をするなど指導及び助言を行う。 ・被害関係者等からの相談に対しては、女性警察職員等による相談対応や被害関係者等と加害者及び加害関係者を分離するなど、被害関係者等が相談しやすい環境に配慮。 ・配偶者からの暴力を受けている被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、相当と認められるときは、次に掲げる援助を行う。 a 被害者に対し、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するため状況に応じて避難、その他必要な措置を教示。 b 加害者に被害者の住所又は、居所を知られないようにする。 c 被害者が配偶者からの暴力による被害を防止するための交渉を円滑に行うための措置(被害者に対する助言、加害者に対する必要な事項の連絡、又は交渉場所としての警察組織の供用) d 被害者が配偶者からの暴力による被害を自ら防止するために上記以外の適切な援助を行う。							北海道警察
				38	○ 女性警察職員等による相談対応や相談しやすい環境への配慮								北海道警察
				39	○ 被害者から援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助	平成25年2月15日から、被害者等に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力事案の特徴、決断の必要性等や配偶者暴力対策の流れについて説明し、書面を交付。							北海道警察
			③ 市町村との連携	40	○ 被害者の相談に対し、総合的に連絡調整できる担当窓口の設置に向けた働きかけ	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	各総合振興局・振興局(環境生活課)	
			i 市町村の相談窓口との連携と支援	41	○ 積極的な情報提供や研修機会の提供、職員研修や相談業務への助言等の支援の充実	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催し情報提供や助言等を行うとともに、各種研修会を周知	各総合振興局・振興局(環境生活課)	
				42	○ 配偶者暴力相談支援センター設置に向けた働きかけ	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	各総合振興局・振興局(環境生活課)	
				43	○ 配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な技術支援や情報の提供等	・旭川市配偶者暴力相談支援センターの開設にあたって情報提供(H22.4.1開設)	-	-	-	・内閣府の作成した設置促進のための手引を配付(4月) ・函館市配偶者暴力相談支援センターの開設にあたって情報提供(H25.7.1開設)	環境生活部(道民生活課)		
				44	○ 市町村が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を置く場合に必要の財政措置について国に要望	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	・全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で国に要望書を提出	環境生活部(道民生活課)	

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況											
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課				
2	3	被害者の発見や相談体制の充実	④ その他の関係機関との連携	45	○ 民間団体との連携	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)			
				i 全道的な相談機関のネットワークの構築	・民間団体が実施する相談業務へ補助(8団体)	・民間団体が実施する相談業務へ補助(8団体)	・民間団体が実施する相談業務へ補助(8団体)	・民間団体が実施する相談業務へ補助(8団体)	・民間団体が実施する相談業務へ補助(8団体)	・民間団体が実施する相談業務・自立支援活動へ補助(8団体)	環境生活部(道民生活課)			
				ii 多様な相談体制の整備	-	-	・民間団体が実施する自立支援活動へ補助(8団体)	・民間団体が実施する自立支援活動へ補助(8団体)	-	環境生活部(道民生活課)				
				iii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	・道のホームページで道内の関係機関の相談窓口の情報を発信	環境生活部(道民生活課)			
				-	-	-	・性暴力被害者支援電話相談等実施月～金(13時～20時) ・面接相談 ・民間団体に委託	・性暴力被害者支援電話相談等実施月～金(13時～20時) ・面接相談 ・民間団体に委託	環境生活部(道民生活課安全安心)					
			46	○ 民生委員・児童委員との連携	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲) ・北海道民児協会長・副会長研究協議会に職員を派遣(6/2)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)				
			47	○ 人権擁護機関との連携	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)				
			48	○ 人権擁護委員向け、相談対応マニュアルの作成	・人権擁護委員向け相談対応マニュアルの作成・配付(2月)	-	-	-	-	環境生活部(道民生活課)				
			49	○ 福祉事務所等との連携	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)				
3	4	被害者の適切な保護	(1)	① 道立女性相談援助センター(婦人相談所)	50	○ 入所期間中は、必要に応じ警察に対応を求めるとともに、被害者からの追及に対処	・必要に応じ、警察の対応を求めるとともに、被害者の安全を確保	・必要に応じ、警察の対応を求めるとともに、被害者の安全を確保	・必要に応じ、警察の対応を求めるとともに、被害者の安全を確保	・必要に応じ、警察の対応を求めるとともに、被害者の安全を確保	・必要に応じ、警察の対応を求めるとともに、被害者の安全を確保	女性相談援助センター		
				i 受入れ態勢の充実	51	○ 弁護士による「法律相談」、精神科医による「こころの相談」、婦人科医による「からだの相談」の継続	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	・「法律相談」を毎月2回実施 ・「こころの相談」を毎月1回実施 ・「からだの相談」を毎月1回実施	女性相談援助センター	
				ii 関係機関との緊密な連携	52	○ 入所期間については、入所者の状況により弾力的に対応	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	・保護命令制度や生活保護制度を利用するための適切な情報提供や支援を行う	女性相談援助センター	
					53	○ 心理的回復を目的としたリラクゼーション・プログラムの実施	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	・ストレッチ、アロママッサージ、ティータウン等を実施(毎月2回) ・暴力被害学習会(毎月2回)	女性相談援助センター
					54	○ 被害者の人権及び安全で安心な生活を保障するため関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	・被害者の安全を保障するため、必要な関係機関と連携	女性相談援助センター
					55	○ 同伴する子どもについて、必要に応じ、児童相談所と連携を取り、保護及び支援	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	・保育指導員を配置するとともに、児童相談所と連携	女性相談援助センター
					56	○ 同伴する子どもが学習できる環境づくりに配慮	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	・保育指導員を配置するとともに、教員OB等を活用した専門講師を配置し、「学びの時間」の充実を図る	女性相談援助センター
					57	○ 外国人被害者の支援、通訳の確保等体制づくり	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	・支援組織との連携を図り、適切に対応	女性相談援助センター
					58	○ 一時保護に関わって、他都府県との広域的な連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	・他都府県からの被害者については、必要に応じ他都府県と連携	女性相談援助センター
					② 被害者の一時保護を委託する施設	59	○ 積極的な活動を行っている施設、団体との連携の確保	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	・民間団体に一時保護を委託(民間シェルター8箇所) (母子生活支援施設3箇所)	女性相談援助センター
					i 全道的な一時保護体制の充実	60	○ 男性被害者の適切な一時保護等について検討	-	-	-	-	-	・関係部局や民間シェルターとの意見交換等による課題の把握と導入の可否について検討	女性相談援助センター 環境生活部(道民生活課)
					(2)	i 保護命令制度についての周知	61	○ 保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供	女性相談援助センター 環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)
					ii 保護命令についての適切な助言と支援	62	○ 申立て先の裁判所との連絡や助言などの支援	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	・必要に応じ、裁判所との連絡や助言	女性相談援助センター 環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)
		63	○ 他の相談機関等においても保護命令制度について適切な助言がされるよう情報提供	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・DV防止啓発リーフレットや道のホームページ等で保護命令制度の情報を提供 ・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	女性相談援助センター 環境生活部(道民生活課)各総合振興局・振興局(環境生活課)				

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況												
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課					
3	4	(2)	被害者の適切な保護	保護体制の充実	保護命令制度の利用	64	○ 道立女性相談援助センターにおける、弁護士による「法律相談」の継続	・法律相談を毎月2回実施	・法律相談を毎月2回実施	・法律相談を毎月2回実施	・法律相談を毎月2回実施	・法律相談を毎月2回実施	女性相談援助センター		
						65	○ 保護命令通知書を受けた場合の被害者の安全確保	※警察において保護命令の通知を受けた場合は、次に掲げる対応を行うこととしています ○速やかに被害関係者等と連絡を取り、配偶者からの暴力による危害の防止や緊急時の迅速な通報等について教示します。 ○被害関係者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあると認められたときは、被害関係者等に対し、自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を助言します。 ○加害者に対しては、保護命令が確実に遵守されるよう指導するとともに、保護命令違反が罪になることを警告します。							北海道警察
						66	〔警察における対応〕(保護命令の通知受理後) ○ 被害関係者等への緊急時の迅速な通報等についての教示								北海道警察
						67	○ 被害関係者等への安全を確保するための措置の助言								北海道警察
						68	○ 加害者に対して、保護命令違反が罪になることを警告								北海道警察
4	5	i	被害者の自立の支援	自立支援	総合的な支援体制の整備	69	○ 自立支援連携マニュアルを活用し、ネットワークの構築	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議により情報を共有	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議により情報を共有	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議により情報を共有	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議により情報を共有	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議により情報を共有	環境生活部(道民生活課) 各総合振興局・振興局(環境生活課)		
					70	○ 被害者自立支援ハンドブックを作成	-	・DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブックの作成・配付(3月)	-	-	-	環境生活部(道民生活課)			
					71	○ 各市町村において窓口が一元化できるよう情報提供や助言	-	・市町村等関係機関に、DVに関する相談・被害者自立支援ハンドブックを配付することにより情報提供(再掲)	・被害者支援に携わっている市町村職員を対象にDV防止及び被害者保護に関する市町村説明会を開催(8総合振興局)	・被害者支援に携わっている市町村職員を対象にDV防止及び被害者保護に関する市町村説明会を開催(14総合振興局・振興局)	・内閣府の作成した市町村の配偶者暴力相談支援センター設置促進のための手引を市町村に配付(再掲)	環境生活部(道民生活課)			
					72	○ 事案に応じ被害者同行	・生活保護等についての福祉事務所への同行、離婚等の相談に係る弁護士事務所への同行等	・生活保護等についての福祉事務所への同行、離婚等の相談に係る弁護士事務所への同行等	・生活保護等についての福祉事務所への同行、離婚等の相談に係る弁護士事務所への同行等	・生活保護等についての福祉事務所への同行、離婚等の相談に係る弁護士事務所への同行等	・生活保護等についての福祉事務所への同行、離婚等の相談に係る弁護士事務所への同行等	女性相談援助センター			
					ii	就業の促進	73	○ 公共職業安定所における求人情報や相談等支援機関の情報を収集し、情報提供や助言	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業促進に係る支援機関の情報提供を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	経済部(人材育成課) 女性相談援助センター
							74	○ 職業訓練制度等についての情報提供や助言	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、職業訓練制度等についての情報提供等を実施 ・女性相談援助センターにおいても、情報提供を実施	経済部(人材育成課) 女性相談援助センター
							75	○ 公共職業安定所窓口での配慮要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	・女性相談援助関係機関等連絡会議で要請	環境生活部(道民生活課)
					76	○ 就業に関する各種研修情報提供	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	・公共職業安定所等と連携し、道のホームページ等を通じ、就業に関する各種の情報提供を実施	経済部(人材育成課)		
					77	○ 母子家庭等就業・自立支援センターの活用について積極的に情報提供、助言	・必要に応じ、情報提供を実施	・必要に応じ、情報提供を実施	・必要に応じ、情報提供を実施	・必要に応じ、情報提供を実施	・必要に応じ、情報提供を実施	・必要に応じ、情報提供を実施	保健福祉部(子ども未来推進局)		
					78	○ 経営者団体等へ自立支援について理解要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	・北海道男女平等参画審議会を通じて要請	環境生活部(道民生活課)		
					iii	住宅の確保	79	○ 公営住宅空き状況等の情報提供	・情報提供の励行	・情報提供の励行	・情報提供の励行	・情報提供の励行	・情報提供の励行	建設部(住宅課)	
							80	○ 公営住宅における被害者の優先入居や同居親族要件の緩和について、技術的助言や情報提供	・優先入居については、平成16年4月7日付け住宅第44号「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(通知)」により、支庁経由で各市町村に要請 ・同居親族要件の緩和については、公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置	・優先入居については、平成16年4月7日付け住宅第44号「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(通知)」により、支庁経由で各市町村に要請 ・同居親族要件の緩和については、公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置	・優先入居については、平成16年4月7日付け住宅第44号「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(通知)」により、支庁経由で各市町村に要請 ・同居親族要件の緩和については、公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置	・優先入居については、平成16年4月7日付け住宅第44号「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(通知)」により、支庁経由で各市町村に要請 ・同居親族要件の緩和については、公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置	・優先入居については、平成16年4月7日付け住宅第44号「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(通知)」により、支庁経由で各市町村に要請 ・同居親族要件の緩和については、公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置	建設部(住宅課)	
							81	○ 道営住宅における母子世帯等に準じた優遇措置、単身被害者の同居親族要件の緩和措置	・同居親族要件については公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置 ・優遇措置については北海道営住宅条例の改正(H18.12)により措置	・同居親族要件については公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置 ・優遇措置については北海道営住宅条例の改正(H18.12)により措置	・同居親族要件については公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置 ・優遇措置については北海道営住宅条例の改正(H17.12)により措置	・同居親族要件については公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置 ・優遇措置については北海道営住宅条例の改正(H18.12)により措置	・同居親族要件については公営住宅法施行令の改正(H17.12)により措置 ・優遇措置については北海道営住宅条例の改正(H18.12)により措置	建設部(住宅課)	
					82	○ 民間賃貸住宅関係団体への要請	-	-	-	-	-	・関係部局と連携し、民間賃貸住宅関係団体への要請について検討	建設部(住宅課)		
					iv	援護制度の活用	7	生活保護	-	-	-	-	-	-	-
83	○ 生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供	・生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 【生保受給者・申請者】 170件中81件(DV107件中51件) (委託182件中101件)	・生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 【生保受給者・申請者】 148件中67件(DV102件中41件) (委託194件中87件)	・生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 【生保受給者・申請者】 162件中87件(DV110件中57件) (委託201件中109件)			・生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 【生保受給者・申請者】 183件中103件(DV121件中67件) (委託176件中82件)	・生活保護制度の適用について、被害者に対して市町村等の相談に関する情報提供 【生保受給者・申請者】 51件中20件(DV32件中10件) (委託52件中32件)	女性相談援助センター 各総合振興局・振興局(環境生活課) 保健福祉部(福祉援護課)						
84	○ 市町村・福祉事務所に対して研修等を利用し、理解促進	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課) 各総合振興局・振興局(環境生活課)								

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系		取組状況											
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課			
4 被害者の自立の支援	5 自立支援		イ	児童扶養手当									
			85	○ 同伴する子どものいる被害者に対して、制度の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対して、児童扶養手当の仕組みや手続先等の情報提供	保健福祉部 (子ども未来推進局)		
			ウ	母子生活支援施設									
			86	○ 同伴する子どものいる被害者に対して、母子生活支援施設の活用について情報提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	・同伴する子どものいる被害者に対し、母子生活支援施設の情報を提供	保健福祉部 (子ども未来推進局)
			v	健康保険に関する適切な情報提供									
			87	○ 健康保険証の取得の方法等について情報提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	・被害者に対し、国民健康保険証の取得に関する情報を提供	保健福祉部 (国保医療課)
			88	○ 必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(15件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(29件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(29件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(29件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(28件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(28件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(6件)	・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(6件)	女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課) 各総合振興局・振興局 (環境生活課)
			vi	国民年金に関する適切な情報提供									
			89	○ 被害者に対して、加入手続についての情報提供	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(6件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(12件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(32件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(41件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(2件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(2件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(2件)	・被害者に対し、国民年金に関する情報を提供 ・必要に応じ、配偶者暴力相談支援センターで証明書を発行(2件)	女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課) 各総合振興局・振興局 (環境生活課)
			90	○ 相談機関等に対して、被害者に適切に情報提供できるよう取扱いなどを周知	・関係機関に周知(随時)	・「年金分割のための情報通知書」に関する内閣府通知(11/15)について関係機関に周知	・関係機関に周知(随時)	・「国民年金保険料の特例免除に関する証明書の発行」に係る内閣府通知(7/25)について関係機関に周知					環境生活部 (道民生活課)
			vii	同居する子どもの就学等									
			91	○ 接近禁止命令が発令された場合には学校に申し出るよう助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	・必要に応じ助言	女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課) 各総合振興局・振興局 (環境生活課)
			92	○ 保育所や保育サービスに関する情報提供	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	・道のホームページを通じ、情報提供を実施	保健福祉部 (子ども未来推進局)
			93	○ 接近禁止命令制度の趣旨及び概要について周知	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	・必要の都度実施	教育庁 (義務教育課・高校教育課)
			94	○ 被害者の子どもの転居先や居住地等の情報について適切な管理を要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	・必要に応じ要請	各総合振興局・振興局 (環境生活課)
			95	○ 家庭教育カウンセラー相談事業や子どもの心のケアなどを行うスクールカウンセラーの活用	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～214校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～223校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～226校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～231校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～307校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～307校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～307校(除・札幌市)	・児童生徒へのカウンセリングや教員及び保護者への教育相談に係る助言のため道内の中学校等にスクールカウンセラーを配置 ・配置学校数～307校(除・札幌市)	教育庁 (学校教育局参事(生徒指導・学校安全)) カウンセラーを配置
			viii	住民基本台帳の閲覧等の制限									
			96	○ 被害者の安全のための情報提供等	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行238件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行257件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行235件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行252件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行43件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行43件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行43件)	・相談及び証明書の発行実施(証明書発行43件)	女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課) 各総合振興局・振興局 (環境生活課)
			※警察においては、被害者が各市町村長に対して住民基本台帳の閲覧等の制限を求める支援措置の申し出を行い、申し出を受けた各市町村長からの意見聴取に対応するほか、被害者に対し支援措置制度の教示を行うこととしています。										
			ix	その他(自立支援)									
97	○ 離婚調停手続の相談対応	・実施している	・実施している	・実施している	・実施している	・実施している	・実施している	・実施している	・実施している	女性相談援助センター			
98	○ 法律相談窓口・民事法律扶助制度の紹介	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	・法律相談実施 ・法律相談・法テラス紹介実施	女性相談援助センター 環境生活部 (道民生活課) 各総合振興局・振興局 (環境生活課)			
99	○ 生活福祉資金等の活用相談対応等多様な情報提供	・励行している	・励行している	・励行している	・励行している	・励行している	・励行している	・励行している	・励行している	環境生活部 (道民生活課)			
100	○ 女性相談援助センターでは、一時保護所退所後の被害者に必要に応じ継続的に支援	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	・必要に応じアフターケア実施	女性相談援助センター			

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況										
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課			
立4の被害者の自立支援	5		101	○ 婦人保護施設における支援	・自立のための長期の援助が必要とされ、かつ入所を希望する場合に婦人保護施設による支援を行う	・自立のための長期の援助が必要とされ、かつ入所を希望する場合に婦人保護施設による支援を行う	・自立のための長期の援助が必要とされ、かつ入所を希望する場合に婦人保護施設による支援を行う	・自立のための長期の援助が必要とされ、かつ入所を希望する場合に婦人保護施設による支援を行う	・自立のための長期の援助が必要とされ、かつ入所を希望する場合に婦人保護施設による支援を行う	女性相談援助センター			
			102	○ 市町村に対して、被害者個人情報の適切な管理の要請	—	・市町村等関係機関に、DVIに関する相談・被害者自立支援ハンドブックを配付することにより情報提供(再掲)	・「住民基本台帳事務処理要領の一部改正及び仮住民票に関する事務について」に関する内閣府通知(3/16)について市町村に周知	・「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」に関する内閣府通知(10/1)について市町村に周知	・市町村に周知(随時)	環境生活部(道民生活課)			
ワ5の関係機関、団体の相互の連携協力・ネット	連6の民間団体との連携	i 民間シェルター、母子生活支援施設との連携の充実	103	○ 一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実	・委託先 シェルター8箇所、母子生活支援施設3箇所(再掲)	・委託先 シェルター8箇所、母子生活支援施設3箇所(再掲)	・委託先 シェルター8箇所、母子生活支援施設3箇所(再掲)	・委託先 シェルター8箇所、母子生活支援施設3箇所(再掲)	・委託先 シェルター8箇所、母子生活支援施設3箇所(再掲)	女性相談援助センター			
			104	○ 民間シェルターとの連携及び支援	・情報交換等を実施	・情報交換等を実施	・情報交換等を実施	・情報交換等を実施	・情報交換等を実施	女性相談援助センター 環境生活部(道民生活課)			
			105	○ 母子生活支援施設との連携	・一時保護委託3箇所(再掲)	・一時保護委託3箇所(再掲)	・一時保護委託3箇所(再掲)	・一時保護委託3箇所(再掲)	・一時保護委託3箇所(再掲)	女性相談援助センター			
	等7の市町村連携協力関係機関、団体	ii 具体的な問題解決に向けた地域ネットワークの構築	106	○ 連絡会議等における情報交換や事例研究	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議(再掲)	環境生活部(道民生活課)		
			107	○ 各地域での問題解決に向けた、関係機関、団体によるネットワークの構築	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	・総合振興局・振興局地域連絡会議(再掲)	各総合振興局・振興局(環境生活課)		
6 職務関係者の研修、人材育成等の充実	8 職務関係者の研修、人材育成	i 専門性を高める研修の推進	110	○ 関係機関の職務関係者を対象とした「配偶者暴力防止法に関する全道セミナー」	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)			
			111	○ 関係機関、団体等の職員への情報提供、研修の推進	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーの開催(再掲)	環境生活部(道民生活課)		
		iii 相談担当職員に対する配慮	112	○ 女性相談援助関係機関等連絡会議や支庁地域連絡会議における情報交換、事例研究等による情報の共有	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	・女性相談援助関係機関等連絡会議・総合振興局・振興局地域連絡会議を開催(再掲)	環境生活部(道民生活課) 各総合振興局・振興局(環境生活課)	
			113	○ 配偶者からの暴力の特性等についての理解を深めるための研修の実施	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・DV被害者の早期発見と対応に関する全道セミナーの開催(再掲) ・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	環境生活部(道民生活課) 女性相談援助センター(再掲)		
			114	○ 面接技法や被害者心理及び加害者心理、社会保障制度、事例研究等を取り入れた専門研修の実施	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	・被害者自立支援サポーター養成講座を実施(8箇所)	環境生活部(道民生活課) 関係総合振興局(環境生活課)	
			115	○ 職務関係者の心身の健康を保つための体制等の整備	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	・組織全体でケース対応する体制	女性相談援助センター	
			116	○ 関係機関、民間団体との協働による研修の検討	・配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業を実施(4箇所)	・配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業を実施(3箇所) ※H22年度で事業終了	—	—	—	—	—	環境生活部(道民生活課)	
						—	—	—	—	—	—	・医師、看護師、助産師、保健師等を対象として、被害者への二次被害の防止及び心身のケアに対応できる看護職等養成講座を実施 ・全4日間(40名以内)、8月、9月、11月 ・民間団体に委託	環境生活部(道民生活課安全安心)
						—	—	—	—	—	—	—	—

第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画の施策体系			取組状況									
目標	基本的方向	施策の方向	連番	取組	H21	H22	H23	H24	H25予定	所管部課		
の6 充 実 職 務 関 係 者 の 研 修 、 人 材 育 成 等	の9 促 進 加 害 者 更 生 に 関 する 調 査 研 究 等	i 被害者の安全を第一とした加害者更生の研究	117	○ 効果的なカウンセリングプログラムの開発等の有効な具体的手法の調査研究を国に要請	・15都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において国に対して、加害者更生対策の取組促進について施策要望	・15都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において国に対して、加害者更生対策の取組促進について施策要望	・15都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において国に対して、加害者更生対策の取組促進について施策要望	・15都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において国に対して、加害者更生対策の取組促進について施策要望	・15都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において国に対して、加害者更生対策の取組促進について施策要望	環境生活部 (道民生活課)		
			118	○ アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力との関係に係る専門的な研究を国に要請		・全国知事会より「男女共同参画基本計画(第3次)の策定に向けた提言」として、加害者更生プログラムの作成とその検証など、実効性有る加害者対策の検討を要望					環境生活部 (道民生活課)	
			119	○ 加害者更生プログラムの受講について強制力を持たせる仕組みなどの研究、検討を国に要請								環境生活部 (道民生活課)
			120	○ 加害者更生の調査研究の方法や進め方について情報収集、意見交換などによる研究検討				・「配偶者暴力加害者対応マニュアル」(平成23年3月内閣府作成)を市町村等相談関係機関に配付(4月) ・内閣府において「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査報告書」(H23年3月)をHPで公表(7月)				環境生活部 (道民生活課)
7 苦 情 へ の 適 切 な 対 応	10 苦 情 処 理	i 苦情への迅速かつ適切な対応の推進	121	○ 各関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ	・研修会やセミナー等において、二次被害防止等と併せて対処を働きかけ	・研修会やセミナー等において、二次被害防止等と併せて対処を働きかけ	・研修会やセミナー等において、二次被害防止等と併せて対処を働きかけ	・研修会やセミナー等において、二次被害防止等と併せて対処を働きかけ	・研修会やセミナー等において、二次被害防止等と併せて対処を働きかけ	女性相談援助センター		
			122	○ 苦情申立者への処理結果や状況についての説明	・女性相談援助センターにおいては苦情解決実施要領に基づき対処	・女性相談援助センターにおいては苦情解決実施要領に基づき対処	・女性相談援助センターにおいては苦情解決実施要領に基づき対処	・女性相談援助センターにおいては苦情解決実施要領に基づき対処	・女性相談援助センターにおいては苦情解決実施要領に基づき対処	女性相談援助センター		
			123	○ それぞれの機関の苦情処理制度の周知	・把握している内容を周知	・把握している内容を周知	・把握している内容を周知	・把握している内容を周知	・把握している内容を周知	女性相談援助センター		
			124	○ 男女平等参画苦情処理委員制度の周知	・総合振興局・振興局窓口にポラ配置	・総合振興局・振興局窓口にポラ配置	・総合振興局・振興局窓口にポラ配置	・総合振興局・振興局窓口にポラ配置	・総合振興局・振興局窓口にポラ配置	環境生活部 (道民生活課)		
					・ホームページによる周知、インターネット申請	・ホームページによる周知、インターネット申請	・ホームページによる周知、インターネット申請	・ホームページによる周知、インターネット申請	・ホームページによる周知、インターネット申請	環境生活部 (道民生活課)		
			125	○ 苦情相談窓口の明確化と苦情処理制度の教示を各関係機関に要請	・研修会・セミナー等や連絡会議で要請	・研修会・セミナー等や連絡会議で要請	・研修会・セミナー等や連絡会議で要請	・研修会・セミナー等や連絡会議で要請	・研修会・セミナー等や連絡会議で要請	環境生活部 (道民生活課)		
			126	○ 配偶者からの暴力の特性等が十分理解されるよう関係機関への情報提供、研修	・連絡会議等において情報提供	・連絡会議等において情報提供	・連絡会議等において情報提供	・連絡会議等において情報提供	・連絡会議等において情報提供	環境生活部 (道民生活課)		
・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)			・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	・女性相談関係職員研修会の開催(再掲)	女性相談援助センター					